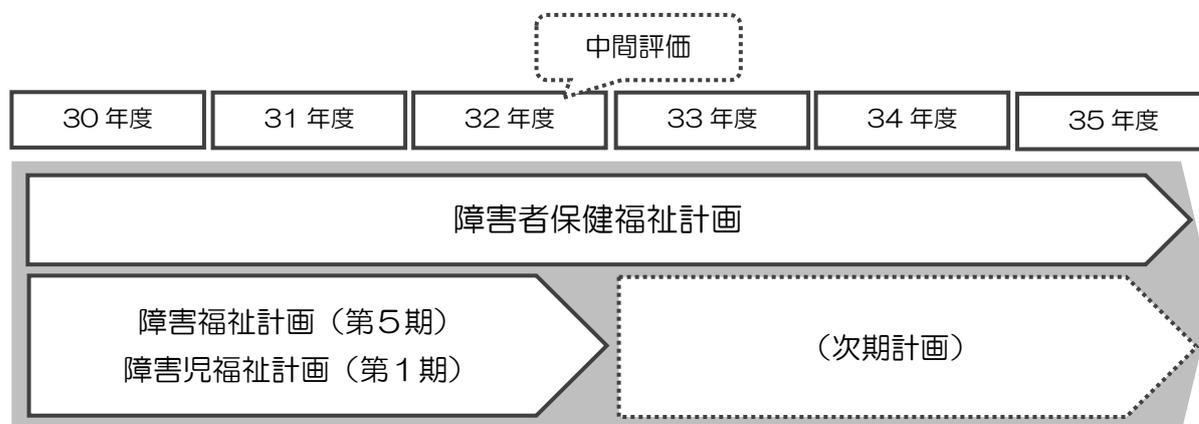


仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調査について

1 現行計画の概要



- ・ **仙台市障害者保健福祉計画**

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり，障害保健福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針，主要施策を定めた計画で，平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間としている。

- ・ **仙台市障害福祉計画**

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもの。障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で，平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を第 5 期の計画期間としている。

- ・ **仙台市障害児福祉計画**

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく、「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で，平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を第 1 期の計画期間としている。

2 平成 30 年度における主な取り組み（案）

（1）障害者保健福祉計画等に係る監視等

仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針（参考資料 3）に基づいて実施するもの。

① 平成 30 年度から 32 年度における主な実施内容

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
・平成 29 年度実施事業の監視 ・障害者団体、地域団体、事業者団体等への調査（訪問・合同ヒアリング）	・平成 30 年度実施事業の監視 ・障害者団体、地域団体、事業者団体等への調査（訪問・合同ヒアリング）	・平成 31 年度実施事業の監視 ・障害者保健福祉計画（H30～35 年度）の中間評価 ・障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）策定

② 平成 30 年度における監視等について

（ア）監視

平成 29 年度に実施した障害者保健福祉計画及び障害福祉計画（第 4 期）に掲載の各事業の実施状況等の資料調製を行う。

（イ）調査

障害者やその家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等に面談又は懇談会等により、障害者等の生活の状況や障害福祉サービスの利用意向などに関する調査を行う。

今年度は、障害者保健福祉計画の重点分野の 1 つである障害福祉分野で働く人材確保・定着の支援を進めるにあたり、事業所等のニーズ等の把握を行い、支援の手法を検討する。

（ウ）分析及び評価

協議会は、（ア）の監視及び（イ）の調査を実施し、これらの結果等を総合的に分析し、現時点における障害者保健福祉計画の進捗及び達成状況に係る総合的な評価（モニタリング）を実施する。

3 スケジュール（案）

月	内 容
8 月末	第 2 回協議会 ・仙台市障害者保健福祉計画等に係る平成 29 年度事業監視結果 ・人材確保・定着の支援に向けた調査の検討・実施状況について